

JAポイントサービス 会員規約の改正のお知らせ

日頃は、当JAの事業をご利用いただき厚くお礼申し上げます。
この度、下記のとおりJAポイントサービス会員規約を（以下「会員規約」）改正させていただきます。
何卒、ご理解の程よろしく申し上げます。

記

*改正概要

2020年4月1日施行予定の民法改正により、「定型約款」に関する規程が新設されるに伴い、会員規約が「定型約款」の定義に該当するため、下記のとおり所要の改正を行います。

*新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第9条 解約等</p> <p>1 本契約は、会員の都合でいつでも解約することができます。ただし、当JAに対する解約の通知は当JA所定の書面によるものとします。また、解約後ポイントは失効し、還元にご利用できません。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2</u> 会員が次の各号に一つでも該当する場合は、当JAはいつでも会員に通知することなく本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。<u>解約またはサービスの停止によって生じた損害については、当JAは一切の責任を負いません。</u></p> <p>①～⑤ 略</p> <p><u>3</u> 略</p>	<p>第9条 解約等</p> <p>1 本契約は、会員<u>または当JA</u>の都合でいつでも解約することができます。ただし、当JAに対する解約の通知は当JA所定の書面によるものとします。また、解約後ポイントは失効し、還元にご利用できません。</p> <p><u>2 第1項の規定により、当JAの事情により本契約を解約したときは、郵送等で会員宛に通知いたします。解約によって生じた損害については、当JAは一切の責任を負いません。</u></p> <p><u>3</u> 会員が次の各号に一つでも該当する場合は、当JAはいつでも会員に通知することなく本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。</p> <p>①～⑤ 略</p> <p><u>4</u> 略</p>

*改正日 2020年4月1日より